

投資情報

外貨資本金の自由兌換と国内再投資に対する規制緩和

～匯発[2014]36 号の施行～

外貨資本金の使用については、「外商投資企業の外貨資本金支払及び人民元転管理の関連業務操作問題の改善に関する通知」(匯綜発[2008]142 号)の施行以後、匯綜発[2011]88 号、匯発[2011]45 号¹等により厳格に管理されています。例えば、手元資金の人民元転は必要書類の提出に加えて、人民元転可能金額が 1 回につき 5 万ドル相当、1 ヶ月の累計金額が 10 万ドル相当以内に限定されています。手元資金以外を用途とする人民元転時には、更に商業契約書或いは受取人発行の請求書及び前回の人民元転時に使用した関連資料の提出が要求されており、実務的にも厳格に運用されています。

また、同通知では「外商投資企業の外貨資本金を兌換して得た人民元資金は、審査認可機関の認可した経営範囲内で使用しなければならず、別段の規定がない限り当該人民元資金を国内における持分権投資に用いてはならない」と規定されており、投資行為を経営範囲に含めることが可能な投資性公司を除き、原則、増資資金等による現地法人からの再投資が禁止されています。

このような状況に対して、2014 年 7 月 4 日付け公布「一部地区での外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行の展開に係る関連問題の通知」(以下“匯発[2014]36 号”と表記)が 2014 年 8 月 4 日に施行されました。匯発[2014]36 号では、天津濱海新区や蘇州工業園区を含む 16 開発区等のパイロット区域に対し、上記の人民元転規制に対する一部緩和や再投資資金としての活用を認めるなど、大幅な規制緩和を図っています。一方で、匯発[2014]36 号と同様の規制緩和が上海自由貿易試験区に対しては既に実施されており、外貨資本金の規制緩和が 17 区域に拡大したことになります。

但し、人民元転後の資金用途は依然、原則として経営範囲内での使用のみが認められ、引き続き、人民元建て委託貸付や企業間貸借の償還への使用も認められていないなど、人民元転後の資金用途が厳格に限定されている点には、留意が必要です。

¹ 外貨資本金の人民元転管理の厳格化について定めた、匯綜発[2008]142 号、匯綜発[2011]88 号、匯発[2011]45 号については、トーマツ チャイナ ニュース Vol.70(2008 年 9 月)号、Vol.105(2011 年 8 月)号、Vol.109(2011 年 12 月号)をそれぞれ参照のこと。

匯発[2014]36号の詳細は以下の通りです。

(1) 外貨資本金に係る人民元転の原則

外貨資本金の自由元転制度²は上海自由貿易試験区において他地域に先駆けて実施されました。匯発[2014]36号では、以下16区域に対しても外貨資本金の自由元転を実行すると決めました。これにより、試行区域の企業に対し、外貨資本金の人民元転について、従来方式(支払い元転方式)か、自由元転方式のいずれかを選択することが可能です。

【匯発[2014]36号により、外貨資本金の自由元転が実行可能となった16区域】

- ・天津濱海新区
- ・瀋陽経済区
- ・蘇州工業園区
- ・東湖国家自主创新モデル区
- ・広州南沙新区
- ・横琴新区
- ・成都ハイテク技術産業開発区
- ・中関村国家自主创新モデル区
- ・重慶両江新区
- ・黒竜江沿辺開発開放外貨管理改革試点地区
- ・温州市金融綜合改革試験区
- ・平潭綜合実験区
- ・中国-マレーシア欽州産業園区
- ・貴陽綜合保税區
- ・深圳(シンセン)前海深港現代サービス業合作区
- ・青島市財富管理金融綜合改革試験区

従来方式では匯綜発[2011]88号や同142号等により、実需の発生に基づく人民元転を行う必要があり、商業契約書あるいは受取人発行の請求書など、当該支払いを裏付ける証憑等の提出が必要とされています。例外的に、当該証憑なしに人民元転が認められる“手元資金(中国語:備用金)”の人民元転は匯綜発[2011]88号により1回につき5万ドル相当、1ヶ月の累計金額が10万ドル相当以内に限定されています。

しかし、匯発[2014]36号では試行区域において、現状、外貨資本金の全額に対して、自由元転が認められます。これにより、原則において実需の発生がなければ人民元転が認められなかった従来制度とは異なり、外貨資本金の払込み直後に、全額、人民元転することも可能となりましたので、為替レートが人民元高に推移する局面では、為替リスクを軽減することも可能となりました。

但し、人民元転の都度、銀行により前回の人民元転の資金使用について真実性とコンプライアンス性が審査されますので、留意が必要です。また、匯発[2014]36号においても、同一企業における毎月の手元資金での支払い累計準備額は“60万人民元相当額を超えてはならない”と定められており、手元資金による支払い限度額がこれまでと同水準で制限されていますので、留意が必要です。

² 外貨資本金の自由元転制度とは、外貨管理局が定める自由元転比率に基づく人民元転可能金額の範囲内において、企業の自由な人民元転を認めたもの。現在、試行区域の自由元転比率は暫定的に100%とされている。

(2) 自由元転企業に対する人民元転後支払い待ち口座による管理

外貨資本金の自由元転を選択した企業は、外貨資本金の開設銀行において、当該資本金口座に対応する資本項目－人民元転後支払い待ち口座（以下“支払い待ち口座”と表記）を開設し、人民元転資金は全て当該“支払い待ち口座”に預入し、当該口座を通じて、各種支払い手続きを実施します。

留意事項としては、人民元転後の支払い待ち口座の人民元資金は、外貨管理局の認可を経ずに外貨購入して外貨資本金に戻入れることは認められません。また、外商投資企業の同一名義の支払い待ち口座間では、相互の振替えが認められない等の制約があります。

(3) 外貨資本金の国内再投資に対する規制緩和

また、匯発[2014]36号における重要な規制緩和として、外貨資本金を原資とする国内再投資が容認されたことにあります。匯発[2014]36号では、投資を主要業務とする外商投資性公司等以外の一般外商投資企業に対し、原通貨のまま振替えて国内再投資を行う場合には、現行の関連規定³を適用するのみに止まりますが、人民元転資金で国内持分投資を展開する場合には、投資先企業が同所在地の外貨管理局で国内再投資登記を行い、対応する人民元支払い待ち口座を開設した後、再投資を行う企業が出資先の投資規模に基づき人民元転資金を、出資先企業の人民元支払い待ち口座に振替えることが認められました。

匯発[2014]36号により、規定上、外商投資企業は人民元転資金を再投資に使用することが可能となり、大幅な規制緩和が進展しました。但し、規定通りの実務運用が実現されるか、今後の動向を注視する必要がありますと考えられます。

(4) 外貨資本金の資金使途

国内再投資を含む匯発[2014]36号で規定する外貨資本金口座の収入範囲及び支出範囲は以下の通りです。

【外貨資本金口座の収入範囲及び支出範囲】

収入範囲	支出範囲
<ul style="list-style-type: none">● 外国投資家による海外から払込む外貨資本金或いは引受け出資金● 海外払込み保証金専用口座から振替える外貨資本金或いは引受け出資金● 当該口座からの払出し後に戻入れる資金● 同一名義の資本金口座から振替える資金	<ul style="list-style-type: none">● 経営範囲内の人民元転● 人民元転後の支払い待受け口座への振替え● 国内振替え保証金専用口座、同一名義資本金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、海外貸付専用口座、国内再投資専用口座、外債専用口座に原通貨のまま振替える資金

³ 匯発[2012]59号において、外商投資性会社が国内再投資資金を振替える場合には外貨管理局の審査及び認可は不要となったが、一般外商投資企業に対する外貨管理局の審査及び認可の要求は撤廃されていない。同通知の詳細はトーマツ チャイナ ニュース Vol.121(2012年12月)号を参照のこと。

収入範囲	支出範囲
<ul style="list-style-type: none"> ●取引の取消しにより返還される資金 ●利息収入及び外貨管理局の登記或いは認可を得たその他収入等 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国投資家の減資・出資の撤回(中国語:撤資)による払出し ●経常項目対外支払い及び外貨管理局の登記或いは認可を経たその他の資本項目支出を含む

また、匯発[2014]36号で規定する、支払い待ち口座の収入範囲及び支出範囲は以下の通りです。

【支払い待ち口座の収入範囲及び支出範囲】

収入範囲	支出範囲
<ul style="list-style-type: none"> ●対応する外貨資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座から人民元転して振替える資金 ●当該口座から払出し後に戻入れる資金 ●取引の取消しにより返還される資金 ●人民元利息収入及び外貨管理局の登記或いは認可を得たその他収入等 	<ul style="list-style-type: none"> ●経営範囲内の支出 ●人民元保証金の支払い、資金集中管理専用口座への振替え、使用を完了した人民元貸付の償還、外債償還の外貨購入・支払い或いは直接海外への支払い ●外国投資家の減資・出資の撤回による外貨購入、支払い ●経常項目支出及び外貨管理局の登記或いは認可を経たその他の資本項目支出の外貨購入、支払い或いは直接海外への支払いを含む

但し、匯発[2014]36号においても、外貨資本金及び当該人民元転資金は、原則として経営範囲内での使用が前提であり、資金使途は以下の通り、厳格に制限されており注意が必要です。

- 直接的、間接的に企業の経営範囲以外或いは、国家の法律法規が禁止する支出への使用は不可
- 法律法規に別途規定がある場合を除き、直接的、間接的な証券投資への使用は不可
- 直接的、間接的に人民元委託貸付(経営範囲が許可する場合を除く)、企業間貸借の償還(第三者による立替金を含む)、及び第三者に転貸した銀行の人民元貸付資金の償還への使用は不可
- 外商投資不動産企業を除く、非自社用不動産購入の関連費用への支払いは不可

(5) その他留意事項

2014年3月施行の改正「会社法」による授權登録資本金制度の導入により、「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」⁴が施行され、“暫定的に授權登録資本金登記制度を実施しない業種”以外には、企業の登録資本金の払込み状況の審査承認を行わないと定めましたので、原則として出資検証が不要となりました。この一方で、人民元転時に出資検証報告書を要求している匯綜発[2008]142号等

⁴ 同通知の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.139(2014年6月)号を参照のこと。

は依然として有効であり、規定上の齟齬が生じており、実務的にも当該報告書を要求されるケースが見受けられます。

これに対して、匯発[2014]36号では、試行区域における外商投資企業の外貨資本金に係る人民元転には匯綜発[2008]142号及び匯綜発[2011]88号の関連要求を暫定的に適用しない旨を規定しており、実務運用を含めた今後の動向が注目されます。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited